

佐久市議会 令和6年度版

見て

知って

参加する ための

議会手引書



佐久市議会

市民と共に歩み

「課題解決」を図る議会へ！

佐久市議会では、市民の皆さんに議会の活動を「見て」「知って」「参加して」いただくために、「議会手引書」を作成しました。
市議会をより身近に感じて、さらに議会を活用していただければ幸いです。

目 次

1	市議会 Q & A	2
2	議会のしくみ	6
	（1）市民と市議会、市長の関係	6
	（2）市議会の役割	7
	（3）市議会の権限	7
	（4）市議会の活動と会議の種類	8
3	議会情報を見る・知る	10
	（1）本会議・委員会の傍聴	10
	（2）ギカイの窓（市議会広報紙）	10
	（3）市議会ホームページ	11
	（4）会議録検索システム	11
	（5）市議会映像配信システム	11
	（6）YouTube 佐久市議会チャンネル	11
4	議会に参加する	12
	（1）選挙で参加する	12
	（2）請願・陳情ができます	12
	（3）意見交換会	13
	（4）出前議会報告・意見交換会	13
5	佐久市議会議員名簿	14

1 市議会Q&A



佐久市浅科
イメージキャラクター
コメコメっち

Q1. 佐久市議会の議員は何人いるのですか？

A. (定数は)26人です。

議員は、選挙で選ばれた市民の代表であり、定数は
条例で決められています。任期は4年です。
(議員名簿は本書14ページ)



佐久市特別観光PR大使
佐久の鯉太郎ミニ

◆議員定数の推移 (本市人口は各年10月1日現在の人口)

時 期	H17年4月 (市町村合併時)	H21年4月 選挙～	H29年4月 選挙～	R7年4月 選挙～
議員定数	34人	28人	26人	24人
本市人口	101,601人	101,060人	99,412人	

なお、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口は、97,451人です。



Q2. 佐久市議会議員にはどうすればなれますか？

A. 選挙権のある満25歳以上の人が立候補できます。

そして4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する
必要があります。

(本書12ページ参照)



佐久市浅科
イメージキャラクター
ライスマン

Q3. 仕事を持っている人も議員になれますか？

A. なれます。

市議会議員にも、兼職の禁止など一定の制約はあり
ますが、佐久市議会でも、議員以外の仕事をしている
人はいます。

議員のなり手不足対策として、個人による地方公共
団体に対する請負(年間300万円以内)が可能となり
ました。



※兼職の禁止

市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の
議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、
地方自治法第92条に規定されています。



Q4. 議会へ要望する場合どんな方法がありますか？

A. 請願、陳情という方法があります。

様式に決まりはありませんが、要望者の住所、氏名、要望の趣旨などの記載は必要です。

また、提出される際には、お気軽に議会事務局（0267-62-3495）へご相談ください。



請願・陳情等



Q5. 請願と陳情の違いはなんですか？

A. 請願も陳情も同じ取扱いをします。

請願はその権利が憲法により保障され、地方議会への請願は、地方自治法において取り扱いが規定されています。陳情には法規定がないことから、陳情の取扱いは各地方議会では異なっていますが、佐久市議会では陳情も請願と同じ取扱いをします。

（本書 12 ページ参照）



Q6. 議員に相談したいのですが、連絡先を教えてください。

A. 議員の連絡先は、14ページをご覧ください。

市議会ホームページにも議員の紹介ページがありますので、こちらもぜひご覧ください。



議員名簿



Q7. 議員は議会がないときは、何をしていますのですか？

A. 議員の活動は、本会議、委員会等の会議に出席することだけではありません。

議員は、

- ① 市長などから提案された議案等の精読や調査
- ② 様々な市民相談への対応
- ③ 様々な会議への出席（本書 8 ページ参照）
- ④ 全国からの議会視察への対応や情報交換
- ⑤ 行政に反映するための調査
- ⑥ 近隣他市町議会との研修会・意見交換会
- ⑦ 広域連合・一部事務組合議会議員活動

などを通して、政策課題の解決に向けた調査研究に取り組んでいます。





Q8. 議員は報酬(給料)をいくらもらっているのですか？

A. 議員の報酬は40万5千円です。
また、議長は49万4千円、副議長は43万5千円です。
報酬等の額の見直しに当たっては、市長は市民等から選ばれた委員10人で組織される「佐久市特別職報酬等審議会」の意見を聞くことになっています。



◆議員の報酬

区 分	R 6 . 4 . 1	R 6 . 4 . 1 の年間報酬額 (期末手当含む)
	円/月額	円/年額
議 長	4 9 4 , 0 0 0	8 , 2 1 0 , 2 8 0
副議長	4 3 5 , 0 0 0	7 , 2 2 9 , 7 0 0
議 員	4 0 5 , 0 0 0	6 , 7 3 1 , 1 0 0



Q9. 議員は、退職金をもらえるのですか？

A. 議員に退職金はありません。
議員には退職金制度がありません。



Q10. 議員は、退職後に議員年金をもらえるのですか？

A. 議員年金は平成23年に「廃止」となりました。
議員年金はありません。



Q11. 会派について教えてください。

A. 市政に対する考えの似た議員同士が集まって結成したものを会派と言います。
佐久市議会では、議会基本条例第4条により会派制をとっており、政策立案及び政策提言等に努めています。
現在、6会派あります。





Q12. 政務活動費は議員が自由に使えるお金なのですか？

A. 議員一人当たり年額18万円が交付されますが、政治活動以外に使うことはできません。

政務活動費は、地方自治法、市政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市政に関する調査研究、研修会への参加、先進自治体の視察、その他の活動に資するため、会派（所属議員が1人の場合も含む）へ交付されます。

収支報告書や領収書は公開されています。閲覧を希望される方は、議会事務局までお問い合わせください。



Q13. 議員は、旧姓を使用することができますか？

A. 旧姓を使用できます。

佐久市議会では、議員の議会における通称及び旧姓の使用が認められています。



Q14. 議員は、育児や親の介護などやむを得ない事由がある場合に会議を欠席することができますか？

A. 欠席することができます。

佐久市議会では、公務、疾病、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため、会議に出席することができないときは、その理由を付け、議長等へ欠席届を提出することで欠席できます。



Q15. 議員は、産休を取得することができますか？

A. 産休を取得することができます。

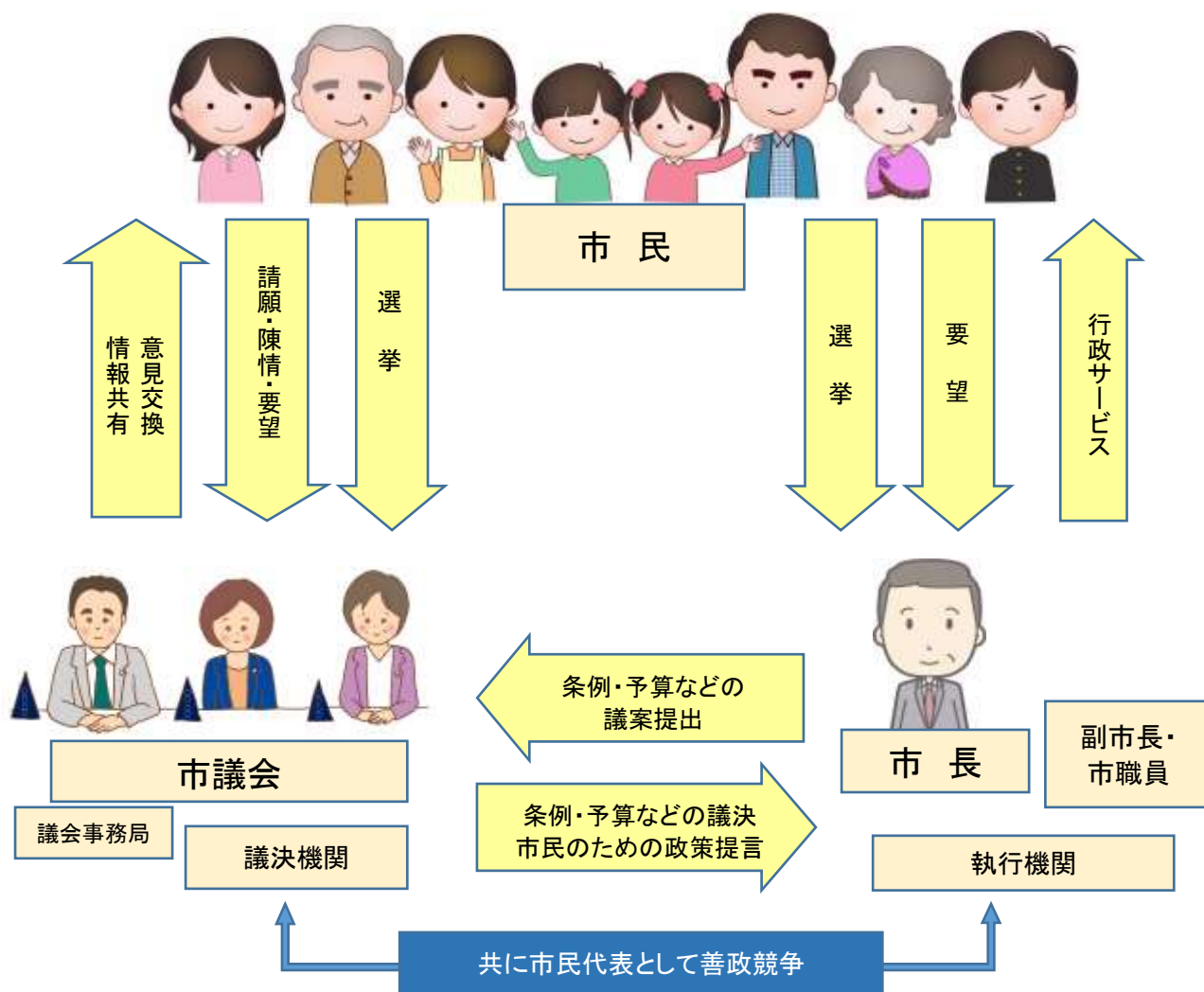
佐久市議会では、会議などに出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内であれば、あらかじめ議長に欠席届を提出することで産休を取得できます。



2 議会のしくみ

佐久市議会は、市政を監視・チェックする機能とともに、議会への様々な市民意見を反映しつつ（本書12ページ以降の「議会に参加する」参照）、条例提案・政策提言・政策立案することにより、市民の中の「課題解決」を図っています。

(1) 市民と市議会、市長の関係



市民は市長側（執行機関）、議会側（議決機関）、どちらへも相談、または要望ができます。議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。

両者は最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

地方自治の制度は、市長と市議会議員という2種類の代表を市民が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

国の政治の仕組みは、国民が国会議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名する議院内閣制と呼ばれています。

(2)市議会の役割

市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる佐久市を住みよいまちにしていくなめには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといった様々な課題を解決していくことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、**市民全員が集まって話し合うことは大変困難**ですので、**市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民に代わって住みよいまちにしていくなめの方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しよう**としています。

その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

市議会は、市政を進めていく上での重要な事柄、例えば、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定することなどを決定しています。

このように議会が意思を決定することを「議決」といいます。



(3)市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基づき、次のような権限を持っています。

議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。(地方自治法第 96 条)

選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。(地方自治法第 97 条、第 103 条、第 118 条、第 182 条)

質問権

議会には行政の執行が適正に行われているかチェックするための機能のひとつとして質問権が与えられています。質問の種類には、代表質問、一般質問などがあります。

同意権

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。(地方自治法第 163 条、第 196 条第 1 項など)

検査権及び 監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第 98 条)

調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)

意見書提出権

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)

自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第103条～第108条、第120条、第126条～第137条など)



(4)市議会の活動と会議の種類

市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案等を審議する委員会など様々な会議が開かれます。

議会活動である会議は、法律に定められている本会議や委員会などがあります。

本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会があります。定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回と定められています。

そして、議案の審査や議会の運営に関する協議または調整の場として、総務文教委員会、経済建設委員会、社会委員会、予算決算委員会、議会運営委員会、総合交通対策特別委員会、議会改革・広報広聴特別委員会、全員協議会、会派代表者会議、委員協議会、政策討論会、政策討論会幹事会、政策検討会、会派代表会議、正副議長・正副委員長会議、災害等対策連絡本部がそれぞれの目的に応じて設置されています。

これらの会議は、議員全員で行うもの、26人の議員が数人ずつに分かれて行うものなど様々な形態があります。

市議会議員は、特定の目的をもって任意の議員連盟を組織し、自主的活動を行っています。

更生保護を考える議員連盟

信州佐久の地酒振興議員連盟

松本佐久連絡道路建設促進議員連盟

スポーツ振興議員連盟

女性議員連盟



本会議

- ・本会議は、全議員で構成する会議です。
- ・市長や議員から提案された議案等を審議したり、市や議会の最終意思を決定するところです。
- ・会議は議場で開かれます。

常任委員会

総務文教委員会

経済建設委員会

社会委員会

予算決算委員会

- ・常任委員会は条例で4つ（総務文教9人、経済建設8人、社会8人、予算決算25人）の委員会が定められており、委員の任期は2年です。

- ・議案は、通常、本会議での議案質疑終了後、常任委員会で審査されたのち、本会議で議決されます。

◆各常任委員会の審査所管（※委員は議長を除く各議員で構成されます。）

名称	定数	所管事項
総務文教委員会	9人	総務部・企画部・会計局・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員事務局の所管に属する事項、並びに他の委員会の所管に属さない事項
経済建設委員会	8人	環境部・経済部・農業委員会・建設部の所管に属する事項
社会委員会	8人	市民健康部・福祉部・国保浅間総合病院の所管に属する事項
予算決算委員会	25人	予算・決算に関する事項

議会運営委員会

- ・議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るための委員会です。

特別委員会

総合交通対策特別委員会

議会改革・広報広聴特別委員会

- ・特別委員会は、必要な場合に、議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で決めます。

- ・現在、2つの特別委員会が設置されています。



3 議会情報を見る・知る

(1)本会議・委員会の傍聴

市議会では、全ての会議を原則として公開しています。
本会議や委員会等は、どなたでも傍聴できます。

本会議を傍聴される際に特別な手続は必要ありません。市役所議会棟1階の傍聴者受付で住所、氏名を記入してください。また、委員会も同様の手続で傍聴が可能です。ぜひ本会議や委員会の傍聴においでください。

なお、傍聴席での拍手や談論、放歌、高笑、飲食、喫煙は禁止されており、はち巻、腕章、帽子、外とう、えり巻の着用も禁止されています。また、携帯電話の電源は切ってください。

※ 開催日程は、市議会ホームページで確認できます。

※ 傍聴に関して、ご不明な点は、議会事務局（電話 0267-62-3495）へお問い合わせください。

(2)ギカイの窓(市議会広報紙)

議会改革・広報広聴特別委員会編集のもと「ギカイの窓」を発行し、市内全戸に配布しています。年4回（2月、5月、8月、11月）の定期発行に加え、随時臨時号を発行しています。

市議会定例会での代表質問や一般質問、会議の内容、議案等に対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。

市民等からギカイの窓に関する意見等を聞くため、広報モニター制度を設けています。毎年度募集をしていますので、奮ってご応募ください。

ギカイの窓の表紙を募集しています。イラストや市内イベント等の写真などご応募お待ちしております。

詳細については、議会事務局へお問い合わせください。



ギカイの窓

(3)市議会ホームページ

佐久市ホームページ（トップページ）から「佐久市議会」のバナーをクリックしてください。

市議会ホームページでは、新着情報、議員紹介（会派別・委員会別名簿等）、議会日程、市民との意見交換会のお知らせなど、様々な情報を掲載しています。



(4)会議録検索システム

市議会ホームページから会議録検索システムをご利用いただけます。

製本した会議録は、議会事務局のほか、市政情報コーナー（市役所本庁舎 2 階市民ホール）、市立図書館（中央、臼田、浅科、望月）で閲覧いただけます。

(5)市議会映像配信システム

市議会ホームページから議会映像をご覧ください。

本会議の質問等の模様をインターネットによりライブ中継と録画中継で配信しています。

また、佐久ケーブルテレビでもライブと録画により放送していますのでご覧ください。



佐久市議会
インターネット映像配信

※FMさくだいら では、代表質問や一般質問等の放送を行っています。

(6)YouTube 佐久市議会チャンネル

YouTubeでも議会の取組をご覧ください。

各委員会の取組などを配信しています。



YouTube
佐久市議会チャンネル

4 議会に参加する

(1) 選挙で参加する

ア 投票する

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。

選挙権は、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上、その市に住所のある人が持っています。

選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や佐久市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な1票を投じてください。



イ 市議会議員に立候補する

被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満25歳以上の人を持っています。

市議会の議員の任期は4年で、現在の議員の任期は令和7年4月23日までです。

被選挙権を行使し、議員に立候補することもお検討ください。

(2) 請願・陳情ができます

市民の皆さんは、議会に対し、市政への要望や意見又は国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」「陳情」という形で、文書で提出することができます。

請願（陳情）書の提出には署名又は記名押印が必要となります。

請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利であり、市議会に請願を提出する場合は、地方自治法第124条の規定により、紹介議員（2人以上）が必要になります。

陳情の提出には、紹介議員は必要ありません。佐久市議会では、陳情も請願に準じて取り扱っています。

結果は、請願（陳情）の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長に通知したり、議会の意思として、関係機関に「意見書」を送付します。結論が出ない場合は、継続審査となる場合もあります。

なお、議会は、原則として請願者（陳情者）の説明の機会を設けています。そのため、請願者（陳情者）に内容について説明を求めることがあります。

※ 請願・陳情は、定例会招集日の当日午後5時までに受理したものをその定例会で審査します。提出前に、議会事務局（電話 0267-62-3495）へご連絡・ご相談ください。

請願、陳情のほかに要望・要請も受け付けています。

(3)意見交換会

市民の皆様の様々な意見を聞くため、「意見交換会」を開催しています。

令和5年度の開催実績は下表のとおりです。

実施主体	対象団体名等	テーマ	開催日数	参加者数
総合交通対策 特別委員会	佐久ケーブル テレビ（株）	デマンドワゴンさくっとのコールセンタ ー業務について	1日	4人
総務文教委員会	佐久ケーブル テレビ（株）	佐久ケーブルテレビの運営等について	1日	3人
議会改革・広報 広聴特別委員会 広聴部会	一般市民	議員の仕事について 農業について	1日	8人
議会改革・広報 広聴特別委員会	一般市民	5年後の佐久市について 議会に期待すること	1日	19人

(4)出前議会報告・意見交換会

市民の皆さんに議会の活動を報告し、意見を伺うために、「出前議会報告・意見交換会」を開催しています。

皆さんが希望する場所、日時に議員が出向きます。市内在住・在勤又は在学する者概ね10人以上で構成する団体、グループであればどなたでも申し込みます。

開催を希望する2か月前までに、申込書を議会事務局（電話 0267-62-3495）までご提出ください。

申込書は議会事務局にあるほか、市議会ホームページにもありますので、ダウンロードしてご利用ください。

佐久市議会議員名簿

(令和6年11月26日現在)

氏 名	会派名	郵便番号	住 所	行政区	連絡先	議席番号
市川稔宣	成和会	385-0053	佐久市野沢	十二町	62-0124	26
江本信彦	公明党	384-2205	佐久市春日	善郷寺	53-0210	8
大塚雄一	令和政策研究会	384-2202	佐久市望月	八千代町	090-8874-3458	12
加藤夕紀子	みらいの風	384-0414	佐久市下越	竜岡	yukikokatokenkai@gmail.com	3
木内義春	令和政策研究会	385-0061	佐久市伴野	下県東	090-8813-7766	6
神津 正	令和政策研究会	385-0022	佐久市岩村田	長土呂	090-3143-3983	23
小金沢昭秀	成和会	385-0022	佐久市岩村田	長土呂	66-6637	7
小林貴幸	令和政策研究会	385-0022	佐久市岩村田	一本柳	66-7600	25
小林歳春	公明党	385-0013	佐久市横和	横和	090-4181-6740	15
小林英朗	みらいの風	385-0062	佐久市根岸	平井	090-3248-4903	2
小林松子	日本共産党	384-2204	佐久市協和	協西	54-2215	19
塩川浩志	SAKUの風	385-0035	佐久市瀬戸	瀬戸中	090-7752-5166	10
篠原 勤	成和会	385-0041	佐久市鍛冶屋	鍛冶屋	090-1829-5858	9
清水秀三郎	令和政策研究会	385-0051	佐久市中込	橋場東	shimizu@sakunet.ne.jp	11
城田 領	令和政策研究会	385-0051	佐久市安原	安原	080-5380-4443	5
高橋良衛	みらいの風	384-0414	佐久市下越	下越	090-2564-0812	24
高柳博行	SAKUの風	384-2102	佐久市塩名田	塩名田	58-4367	13
土屋俊重	令和政策研究会	385-0002	佐久市上平尾	上平尾	68-6360	14
土屋啓子	SAKUの風	385-0053	佐久市野沢	野沢本町	62-0278	16
内藤祐子	日本共産党	385-0034	佐久市平賀	荒家	kazenokofuko@hotmail.com	18
中條壽一	成和会	385-0005	佐久市香坂	東地	090-2258-2019	20
三石知志	日本共産党	384-0621	佐久市入澤	三条	090-4463-4380	1
三石義文	令和政策研究会	384-0621	佐久市入澤	入澤	suntex@smile.ocn.ne.jp	17
柳澤 潔	令和政策研究会	385-0051	佐久市中込	中央区北町第二	62-8552	22
吉川友子	みらいの風	384-2204	佐久市協和	片倉	090-9003-8116	21
渡辺康徳	公明党	385-0006	佐久市志賀	志賀上宿	090-2200-1146	4

佐久の地酒で 乾杯 しましょう!!



「佐久市清酒の普及の促進に関する条例」
議員立法：平成28年12月19日制定

佐久市議会

〒385-8501 長野県佐久市中込3056

電話：0267-62-3495

FAX：0267-62-7910

E-mail：gikai@city.saku.nagano.jp

ホームページ

<http://www.city.saku.nagano.jp/shigikai/index.html>